

①— 1

議 案 書

教育委員会

令和7年12月定例会

議 事 日 程

日 程 1	第 4 2 号議案 …………… 長崎市公民館条例施行規則等の一部を改正 する規則	P 3 ~ 5 7
日 程 2	第 4 3 号議案 …………… 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に 関する規程の一部を改正する規程	P 5 8 ~ 6 0
日 程 3	第 4 4 号議案 …………… 長崎市いじめ防止基本方針の改訂について	P 6 1 ~ 6 2
日 程 4	第 2 2 号報告 …………… 長崎市立学校通学区域審議会の審議結果に ついて	P 6 3 ~ 6 6
日 程 5	第 2 3 号報告 …………… 長崎市教育支援委員会の審議結果について	P 6 7 ~ 6 9
日 程 6	第 2 4 号報告 …………… 教育長が臨時に代理した事務の報告及び 承認について（職員の人事について）	（別 冊）
日 程 7	第 4 5 号議案 …………… 教職員の人事について	（別 冊）

第 4 2 号議案

長崎市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則

(長崎市公民館条例施行規則の一部改正)

第 1 条 長崎市公民館条例施行規則（昭和 3 5 年長崎市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 1 6 条」を「第 1 2 条」に改める。

第 8 条中「使用料」の次に「及び同表第 7 項の表の備考 1 に規定する長崎市香焼公民館のホールの舞台のみを使用する場合の使用料」を加える。

第 9 条及び第 1 0 条を削る。

第 1 1 条中「備考 4」を「備考 3」に改め、同条を第 9 条とし、第 1 2 条を第 1 0 条とする。

第 1 3 条第 1 項中「に規定する」を「の規定により」に、「長崎市公民館使用料減免申請書（第 7 号様式）」を「長崎市公民館使用料（利用料金）減免申請書（第 7 号様式）」に改め、同条第 2 項中「に規定する」を「の規定により」に、「長崎市北公民館利用許可申請書兼利用料金減免申請書（第 8 号様式）」を「前項に規定する申請書」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 1 4 条及び第 1 5 条を削り、第 1 6 条を第 1 2 条とし、第 1 7 条から第 1 9 条までを 4 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

1 長崎市東公民館の多目的ホールを部分的に使用する場合の使用料

区分		金額（1 時間につき）
多目的ホールのステージ及び控室以外の部分	全面	3,830 円
	半面	1,900
	1 / 4 面	950
ステージ		710
控室		440
備考 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。		

2 長崎市香焼公民館のホールの舞台のみを使用する場合の使用料

区分	金額（1 時間につき）
ホールの舞台のみ	1,640 円
備考 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。	

別表第2（第9条関係）

区分		単位	金額（1時間につき）
拡声器具		一式	90 ^円
ホール用グランドピアノ		1台	630
ピアノ		1台	340
陶芸窯		1基	430
電動ろくろ		1台	20
プロジェクター		1台	80
音楽プレーヤー		1台	30
照明器具	ボーダーライト	1列	250
	フットライト	一式	180
	サイドフロントライト	一式	310
	ホリゾンライト	1列	320
	シーリングライト	一式	310
	サスペンションライト	1列	370
	スポットライト	1台	40
	効果用マシン	1台	140
音響器具	はねかえりスピーカー	一式	20
舞台器具	反響板	一式	470
	金屏風 ^{びょうぶ}	1双	310
持込舞台用電気器具コンセント		1口	40

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

別表第3（第10条関係）

区分	単位	金額（1時間につき）
拡声器具	一式	90 ^円
ピアノ	1台	340
電子ピアノ	1台	90
プロジェクター	1台	80
音楽プレーヤー	1台	30
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

第2号様式から第7号様式までを次のように改める。

公民館利用許可申請書

年 月 日				
(あて先) 申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話				
次のとおり長崎市 公民館を利用したいので許可くださるよう申請します。				
利用 目的	行 事 (催 物) 名			
	内 容			
利 用 年 月 日		年 月 日 (曜 日)		
区 分	利用開始時刻	利用終了時刻	使 用 料 (利 用 料 金)	
利用 施設名				
附属 設備名				
合 計				
備 考			利 用 人 員	

第3号様式(第6条関係)

公 民 館 利 用 許 可 証

様		第 号 年 月 日		
		印		
次のとおり長崎市 公民館の利用を許可します。				
利 用 目 的	行事(催物)名			
	内 容			
利 用 年 月 日		年 月 日(曜日)		
区 分		利用開始時刻	利用終了時刻	使 用 料 (利用料金)
利 用 施設名				
附 属 設備名				
合 計				
備 考				
この利用許可証をもつて領収証書に代えます。				
				取扱者印

公民館利用変更申請書

(あて先)		年 月 日		
		申請者 住 所 団 体 名 代 表 者 氏 名 電 話		
次のとおり長崎市		公民館の利用を変更したいので許可くださるよう申請します。		
利用 目的	行 事 (催 物) 名			
	内 容			
利 用 年 月 日		年 月 日 (曜 日)		
区 分		利用開始時刻	利用終了時刻	使 用 料 (利用料金)
利用 施設名				
附属 設備名				
合 計				
備 考			利 用 人 員	

第5号様式(第7条関係)

公 民 館 利 用 変 更 許 可 証

様		第 号 年 月 日	
		印	
次のとおり長崎市 公民館の利用の変更を許可します。			
利 用 目 的	行事(催物)名		
	内 容		
利 用 年 月 日		年 月 日(曜日)	
区 分	利用開始時刻	利用終了時刻	使 用 料 (利用料金)
利 用 施 設 名			
附 属 設 備 名			
合 計			
備 考			
この利用変更許可証をもって領収証書に代えます。			取扱者印

公民館利用取消届

年 月 日

(あて先)

届出者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話

年 月 日に公民館の利用の許可を受けましたが、次の理由により
その利用を取り消したいので、公民館利用許可証を添えて届け出ます。

(理 由)

第7号様式(第13条関係)

公民館使用料(利用料金)減免申請書

年 月 日			
(あて先) 申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話			
次のとおり長崎市 公民館使用料(利用料金)の減免(免除)を受けたいので申請します。			
利 用 目 的	行 事 (催 物) 名		
	内 容		
利 用 年 月 日	年 月 日 (曜 日)		
区 分	利用開始時刻	利用終了時刻	
利 用 施 設 名			
附 属 設 備 名			

第 8 号様式を削る。

(長崎市科学館条例施行規則の一部改正)

第 2 条 長崎市科学館条例施行規則（平成 9 年長崎市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項の表を次のように改める。

区分		一般	小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒
観覧券	常設展示	第 5 号様式	第 6 号様式
	スペースシアター	第 7 号様式	第 8 号様式
年間 観覧券	常設展示及びス ペースシアター	第 9 号様式	

第 1 3 条中「第 1 4 号様式」を「第 1 0 号様式」に改める。

第 1 4 条中「第 1 5 号様式」を「第 1 1 号様式」に改める。

第 1 5 条第 2 項中「第 1 6 号様式」を「第 1 2 号様式」に改める。

第 1 7 条中「第 1 7 号様式」を「第 1 3 号様式」に改める。

第 1 8 条を削り、第 1 9 条を第 1 8 条とし、第 2 0 条から第 2 4 条ま
でを 1 条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

区分		単位	金額（1時間につき）
音響器具	ワイヤレスアンプ（マイクを含む。）	1チャンネル	420円
	マイク（スタンドを含む。）	1本	80
映写器具	ビデオプロジェクター	1台	540
	映写幕	1枚	640
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。			

第6号様式中「、中学校の生徒又は幼児用」を「又は中学校若しくは高等学校の生徒」に改める。

第7号様式及び第8号様式を削り、第9号様式を第7号様式とする。

第10号様式中「、中学校の生徒又は幼児用」を「又は中学校若しくは高等学校の生徒」に改め、同様式を第8号様式とし、第11号様式及び第12号様式を削り、第13号様式を第9号様式とし、第14号様式から第17号様式までを4様式ずつ繰り上げる。

(長崎市文化センター条例施行規則の一部改正)

第3条 長崎市文化センター条例施行規則(平成16年長崎市教育委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「その旨」を「長崎市文化センター利用変更申請書(第3号様式)」に、「届け出なければならない」を「提出しなければならない」に改め、同条第2項中「第3号様式」を「第5号様式」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の申請がやむを得ないと認めたときは、利用者に対し、長崎市文化センター利用変更許可証(第4号様式)を交付するものとする。

第9条中「第4号様式」を「第6号様式」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

区分		単位	金額（1時間につき）
拡声器具		一式	90 ^円
ホール用グランドピアノ		1台	630
照明器具	ボーダーライト	1列	250
	サイドフロントライト	一式	310
	ホリゾンライト	1列	320
	シーリングライト	一式	310
	サスペンションライト	1列	370
	スポットライト	1台	40
音響器具	はねかえりスピーカー	一式	20

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

区分		単位	金額（1 時間につき）
拡声器具		一式	90 円
ホール用グランドピアノ		1 台	630
プロジェクター		1 台	80
音楽プレーヤー		1 台	30
照明器具	ボーダーライト	1 列	250
	フットライト	一式	180
	サイドフロントライト	一式	310
	ホリゾンライト	1 列	320
	シーリングライト	一式	310
	サスペンションライト	1 列	370
	スポットライト	1 台	40
音響器具	はねかえりスピーカー	一式	20
舞台器具	金屏風 ^{びょうぶ}	1 双	310

備考 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

長崎市文化センター利用許可申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 電 話

次のとおり文化センターを利用したいので許可くださるよう申請します。

文化センターの名称				
利用 目的	行事(催物)名			
	内 容			
利 用 年 月 日		年 月 日(曜日)		
区 分		利用開始時刻	利用終了時刻	使用料 (利用料金)
利用施設名				
附属設備名				
合 計				
備考			利用 人員	

長崎市文化センター利用許可証				第 号
				年 月 日
様				印
次のとおり文化センターの利用を許可します。				
文化センターの名称				
利用 目的	行事(催物)名			
	内 容			
利 用 年 月 日	年 月 日(曜日)			
区 分	利用開始時刻	利用終了時刻	使 用 料 (利用料金)	
利用施設名				
附属設備名				
合 計				
備考			利 用 人 員	
この利用許可証をもって領収証書に代えます。				
				取扱者印

第 4 号様式を次のように改め、同様式を第 6 号様式とする。

第 6 号様式(第 9 条関係)

長崎市文化センター使用料（利用料金）減免申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 電 話

次のとおり文化センター使用料（利用料金）の減免（免除）を受けたいので申請します。

文化センターの名称			
利用 目的	行事(催物)名		
	内 容		
利 用 年 月 日		年 月 日 (曜 日)	
区 分		利用開始時刻	利用終了時刻
利 用 施 設 名			
附 属 設 備 名			

第 3 号様式を次のように改め、同様式を第 5 号様式とし、同様式の前に次の 2 様式を加える。

長崎市文化センター利用取消届

年 月 日

(あて先)

届出者 住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話

年 月 日に文化センターの利用の許可を受けましたが、次の理由により、その利用を取り消したいので、長崎市文化センター利用許可証を添えて届け出ます。

(理由)

長崎市文化センター利用変更申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 電 話

次のとおり文化センターの利用を変更したいので許可くださるよう申請します。

文化センターの名称				
利 用 目 的	行事(催物)名			
	内 容			
利 用 年 月 日		年 月 日(曜日)		
区 分		利用開始時刻	利用終了時刻	使用料 (利用料金)
利用施設名				
附属設備名				
合 計				
備考			利用人員	

長崎市文化センター利用変更許可証				第 号
				年 月 日
様				印
次のとおり文化センターの利用の変更を許可します。				
文化センターの名称				
利用 目的	行事(催物)名			
	内 容			
利 用 年 月 日	年 月 日(曜日)			
区 分	利用開始時刻	利用終了時刻	使 用 料 (利用料金)	
利用施設名				
附属設備名				
合 計				
備考			利 用 人 員	
この利用変更許可証をもって領収証書に代えます。				
取扱者印				

(長崎市立学校施設使用料等条例施行規則の一部改正)

第4条 長崎市立学校施設使用料等条例施行規則(平成16年長崎市教育委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「78」を「260」に、「314」を「730」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

1 照明設備使用料

区分	金額（1時間につき）
小学校又は中学校運動場	1,240 円
長崎商業高等学校テニスコート	500
長崎商業高等学校ソフトボール場（Bコート）	1,240

2 冷暖房設備使用料

区分	金額（1時間につき）	
諏訪小学校（地域・学校交流センター）	多目的ホール	260 円
	和室	100
	研修室	100
桜町小学校（地域・学校交流センター）	多目的ホール	200
	和室	100
	研修室	150
その他の教室	100	

(長崎市立図書館条例施行規則の一部改正)

第5条 長崎市図書館条例施行規則（平成19年長崎市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第31条及び第34条」を「第28条及び第31条」に改める。

第11条第2号中「、編集室」を削る。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条及び第20条を削り、第21条を第18条とし、第22条から第25条までを3条ずつ繰り上げる。

第26条第1項中「第34条第1項第1号ア」を「第31条第1項第1号ア」に改め、同条を第23条とし、第27条を第24条とする。

第28条中「第26条第1項」を「第23条第1項」に、「第26条第2項」を「第23条第2項」に、「第26条第3項」を「第23条第3項」改め、同条を第25条とし、第29条から第45条までを3条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

1 多目的ホールの附属設備の利用に係る基準額

区分		単位	金額（1時間につき）
音響 映像 設備	音響拡声装置（アンプ、 ミキサー及びスピーカー を含む。）	一式	円 1,660
	映写装置（プロジェクタ ー及びスクリーン）	一式	360
講演台（花台を含む。）		一式	10
ステージ台		1台	30

2 新興善メモリアルのホールの附属設備の利用に係る基準額

区分		単位	金額（1時間につき）
音響 映像 設備	音響拡声装置（アンプ、 ミキサー及びスピーカー を含む。）	一式	円 470
	映写装置（プロジェクタ ー及びスクリーン）	一式	70
シャワー		1回	480

3 その他の附属設備の利用に係る基準額

区分	単位	金額（1時間につき）
液晶プロジェクター	1台	円 20

D V D ・ V H S デ ッ キ	1 台	1 0
モバイルスクリーン	1 台	2 0
複写機（日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙の もの）白黒	1 枚（片面）	1 0
複写機（日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙の もの）カラー	1 枚（片面）	5 0

備考 この表に掲げる附属設備を利用した時間が 1 時間未満であるとき、又はその時間に 1 時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。

第10号様式から第13号様式までの規定中「第27条関係」を「第24条関係」に改める。

第14号様式及び第15号様式中「第31条関係」を「第28条関係」に改める。

第16号様式及び第17号様式中「第38条関係」を「第35条関係」に改める。

第18号様式中「第42条関係」を「第39条関係」に改める。

(長崎市民会館条例施行規則の一部改正)

第6条 長崎市民会館条例施行規則（平成27年長崎市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「体育館利用券」を「長崎市民会館市民体育館利用券」に、「ただし」を「この場合において」に改め、「利用する者には、」の次に「当該長崎市民会館市民体育館利用券のほか」を加える。

第11条第1項中「規定する」の次に「ホールを利用する場合において、」を加え、「場合」を「とき」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

条例別表第1の備考5に規定するホールを利用する場合において、利用時間を超過して利用するとき場合の利用料金の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 午前0時から午前9時まで又は午後10時から午後12時まで
1時間につき条例別表第1第1号の表午後6時から午後10時までの欄に掲げる額の4分の1に相当する額
- (2) 正午から午後1時まで 条例別表第1第1号の表午前9時から正午までの欄に掲げる額の3分の1に相当する額
- (3) 午後5時から午後6時まで 条例別表第1第1号の表午後1時か

ら午後5時までの間に掲げる額の4分の1に相当する額

第11条第2項中「4割」を「5割」に改める。

第12条第1項中「備考5」を「備考4」に改め、「規定する」の次に「競技場を利用する場合において、」を加える。

第12条第2項中「4割」を「5割」に改める。

第13条を削る。

第14条中「備考5」を「備考4」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条中「超過して」の次に「ホール又は競技場を」を加え、「30分未満であるとき、又はその時間に30分未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は切り捨て、その時間が30分以上であるとき、又はその時間に30分以上」を「1時間未満であるとき、又はその時間に」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「1円」を「10円」に、「切り捨てる」を「切り上げる」に改め、同条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条から第26条までを1条ずつ繰り上げる。

第27条中「第19条から第22条」を「第18条から第21条」に改め、同条を第26条とし、第28条を第27条とする。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

1 文化ホールのホールの附属設備の利用料金の基準

区分		単位	金額 (1回につき)
照明器具	ボーダーライト	1列	860
	フットライト	一式	610
	アッパーホリゾントライト	一式	1,110
	ロアーホリゾントライト	1台	640
	エリスポットライト	1台	310
	パーライト	1台	380
	ストリップライト（60ワット8灯）	1台	270
	ストリップライト（60ワット4灯）	1台	160
	スポットライト（1キロワット）	1台	260
	スポットライト（0.5キロワット）	1台	180
	ピンクセノンスポットライト（2キロワット）	1台	1,870
	ブラックライト	1本	310
	ミラーボール	1台	690
エフェクトマシン（デスク	1台	920	

	を含む。)			
音響器具	波マシン	1台	1,000	
	ストロボ	1台	1,130	
	星球	一式	1,060	
	調光操作装置	一式	4,090	
	音響拡声装置(アンプ)	一式	2,810	
	ワイヤレスアンプ(マイクを含む。)	1チャンネル	2,090	
	プレーヤー	1台	780	
	テープレコーダー	1台	630	
	ダイナミックマイク	1本	360	
	3点吊りマイク装置(マイクを除く。)	一式	780	
	ステージスピーカー	一式	760	
	移動補助ミキサー卓	1台	860	
	ピアノ	スタインウェイ	1台(調律料を除く。)	8,700
		グランド	1台(調律料を除く。)	4,740
舞台器具	音響板	一式	4,390	
	所作台	一式	3,680	
	能舞台	一式	11,220	
	松羽目	一式	1,070	
	定式幕	1枚	660	

大黒幕	1 枚	4 1 0
紗幕	1 枚	8 6 0
地がすり	1 枚	1 , 4 3 0
映写幕	1 枚	1 , 1 1 0
演壇	1 台	5 5 0
金屏風 <small>きんびょうぶ</small>	1 双	1 , 4 1 0
司会台	1 台	2 1 0
指揮者台（譜面台を含む。）	1 組	3 4 0
平台	1 台	1 3 0
箱馬	1 個	4 0
毛せん	1 枚	1 8 0
上敷	1 枚	1 6 0
ドライアイスマシン	1 台	1 , 3 0 0
座布団	1 枚	4 0
補助椅子	1 脚	2 0
長机	1 脚	6 0
備考		
<p>1 この表に掲げる金額は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 1 0 時までのそれぞれの利用時間を 1 回とした額とする。</p> <p>2 午前 9 時から午後 5 時まで又は午後 1 時から午後 1 0 時までのそれぞれの利用時間を 1 回とした金額は、この表に掲げる金額の 2 倍の額とし、午前 9 時から午後 1 0 時までの利用時間を 1 回とした金額については、この表</p>		

表に掲げる金額の3倍の額とする。

- 3 利用時間を経過して附属設備を利用する場合の金額は、1時間につき、この表に掲げる金額の3分の1に相当する額とする。

2 文化ホールのホール以外の施設の附属設備の利用料金の基準

区分	単位	金額 (1時間につき)
可搬拡声器具(マイクを含む。)	一式	円 240
グランドピアノ(小型)	1台	660
ビデオプロジェクター	1台	30
備考 この表に掲げる附属設備を利用した時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

3 市民体育館の附属設備の利用料金の基準

区分	単位	金額 (1回につき)
照明器具	ボーダーライト	円 870
	アッパーホリゾンライト	1, 110
	スポットライト(1キロワット)	280

	スポットライト（0.5キロワット）	1台	190
音響器具	アンプ	1式	740
	ワイヤレスアンプ（マイクを含む。）	1チャンネル	940
	テープレコーダー	1式	480
	プレーヤー	1式	520
	可搬拡声器具（マイクを含む。）	1式	640
	マイクロホン	1本	470
舞台器具	平台	1台	140
	演壇	1台	550
	組立ステージ	1式	4,130
	机	1脚	60
	補助椅子	1脚	20
	コインロッカー		円 1個1回につき10
冷暖房設備	競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき11,220
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1時間につき20,710
大型	競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	無料

換 気 設 備	アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	1時間につき2,800円
------------------	------------------------	--------------

備考

- 1 この表に掲げる金額（コインロッカー、冷暖房設備及び大型換気設備を除く。）は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時までのそれぞれの利用時間を1回とした額とする。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までのそれぞれの利用時間を1回とした金額については、この表に掲げる金額の2倍とし、午前9時から午後9時までの利用時間を1回とした金額については、この表に掲げる金額の3倍の額とする。
- 3 利用時間を超過した附属設備を利用する場合の金額は、1時間につき、この表に掲げる金額の3分の1に相当する額とする。

4 中央公民館の附属設備の利用料金の基準

(1) コインロッカー以外

区分	単位	金額 1時間につき
拡声器具	一式	円 90

ピアノ	1 台	3 4 0
プロジェクター	1 台	8 0
<p>備考</p> <p>この表に掲げる附属設備を利用した時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。</p>		

(2) コインロッカー

区分	単位	金額
コインロッカー（1個につき）	1回	10円

第2号様式から第6号様式までを次のように改める。

長崎市民会館文化ホール利用許可申請書兼利用料金減免申請書

(あて先) 指定管理者		年 月 日	
申請者 住 所 氏名又は団体名 (団体の場合は代表者及び担当者の氏名もご記入ください。) 代表者氏名 連絡先 担当者氏名 電話			
次のとおり長崎市民会館文化ホールを利用したいので許可くださるよう申請します。			
利用目的	行事(催物)名		
	内 容		
利用年月日		年 月 日 (曜)	
区 分		利 用 時 間	
ホ ー ル		時	分
		時	分
		利 用 料 金	
附 属 設 備		別紙明細書のとおり (利用日 月 日納付)	
日 程		準備開始	開場
	第1回	時 分	時 分
	第2回	時 分	時 分
	第3回	時 分	時 分
入場料等	徴収	有 ・ 無	
	徴収方法	プログラム	販 売 方 法
	料 金		有 ・ 無
入場予定人員		有 料	無 料
	第1回	人	人
	第2回	人	人
	第3回	人	人
	主催者側	人	
上記の利用について利用料金の減額・免除を申請します。		申 請 者 氏 名	

許可番号第 号

長崎市民会館文化ホール利用許可申請書兼利用料金減免申請書

年 月 日						
(あて先) 指定管理者 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 申請者 住 所 氏名又は団体名 (団体の場合は代表者及び担当者の氏名もご記入ください。) 代表者氏名 連絡先 担当者氏名 電話 </div>						
次のとおり長崎市民会館文化ホールを利用したいので許可くださるよう申請します。						
利用 目的	行事（催物）名					
	内 容					
利 用 年 月 日		年 月 日（ 曜）、 日（ 曜）、 日（ 曜） 日（ 曜）、 日（ 曜）、 日（ 曜）				
区 分	利用時間		時間数	利用料金		
	時 分 ～ 時 分			金額	計	
利 用 施 設	地下 1階	展示ホール	:	:	円	円
		リハーサル室	:	:		
		第1会議室	:	:		
		第2会議室	:	:		
		第3会議室	:	:		
		第4会議室	:	:		
	1階	第5会議室	:	:		
		和室2	:	:		
	1階	音楽室	:	:		
		大会議室	:	:		
	2階	小会議室	:	:		
		和室1	:	:		
6階	第6会議室	:	:			
	第7会議室	:	:			
	第8会議室	:	:			
附 属 設 備			:	:		
			:	:		
			:	:		
	その他（別紙明細書のとおり）					
利用予定人員			人	利用料金合計		円
入 場 料 等	徴収	有 ・ 無		主催団体名		
	徴収方法			共催団体名		
	料金	円		後援団体名		
上記の利用について利用料金の減額・免除を申請します。		申 請 者 氏 名		適用項目減免率	係 印	
				第 項 割	許 可 番 号 第	号

長崎市民会館市民体育館利用許可申請書兼利用料金減免申請書

年 月 日						
(あて先) 指定管理者 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 申請者 住 所 氏名又は団体名 (団体の場合は代表者及び担当者の氏名もご記入ください。) 代表者氏名 連絡先 担当者氏名 電 話 </div> <p style="margin-top: 10px;">次のとおり長崎市民会館市民体育館を利用したいので許可くださるよう申請します。</p>						
利用 目的	行事（催物）名					
	内 容					
利 用 年 月 日		年 月 日（ 曜）				
区 分		利用時間		時間数	利用料金	
		時 分 ~ 時 分	時 分		金額	計
利 用 施 設	競技場（全面）	:	:		円	円
	競技場（半面）	:	:			
	軽スポーツ室 A	:	:			
	軽スポーツ室 B	:	:			
附 属 設 備		:	:			円
		:	:			
	その他（別紙明細書のとおり）					
利用予定人員		人		利用料金合計		円
入 場 料 等	徴収	有 ・ 無		主催団体名		
	徴収方法			共催団体名		
	料金	円		後援団体名		
特別の設備						
上記の利用について利用料金の減額・免除を申請します。		申 請 者 氏 名		適 用 項 目 減 免 率	係 印	
				第 項 割		許 可 番 号 第 号

長崎市民会館中央公民館利用許可申請書兼利用料金減免申請書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

申請者 住 所
氏名又は団体名
(団体の場合は代表者及び担当者の氏名もご記入ください。)
代表者氏名
連絡先 担当者氏名
電 話

次のとおり長崎市民会館市民体育館を利用したいので許可くださるよう申請します。

利用目的	行事(催物)名						
	内 容						
利用年月日		年 月 日(曜)、 日(曜)、 日(曜) 日(曜)、 日(曜)、 日(曜)					
区 分	利用時間		時間数	利用料金			
	時 分 ~ 時 分			金額	計		
利用施設	2階	第4研修室	:	:		円	円
		第5研修室	:	:			
		第6研修室	:	:			
		視聴覚室	:	:			
		調理実習室	:	:			
	7階	第1研修室	:	:			
		第2研修室	:	:			
		第3研修室	:	:			
		室内楽室	:	:			
		和室	:	:			
附属設備		:	:			円	
		:	:				
		:	:				
利用予定人員		人			利用料金合計	円	

上記の利用について利用料金の減額・免除を申請します。	申請者氏名	係 印
		許可番号第 号

長崎市民会館男女共同参画推進センター利用許可申請書兼利用料金減免申請書

年 月 日

（あて先）指定管理者

申請者 住 所
氏名又は団体名
（団体の場合は代表者及び担当者の氏名もご記入ください。）
代表者氏名
連絡先 担当者氏名
電 話

次のとおり長崎市民会館男女共同参画推進センターを利用したいので許可くださるよう申請します。

利用目的	行事（催物）名					
	内 容					
利 用 年 月 日		年 月 日（ 曜）				
区 分		利用時間			利用料金	
		時 分 ~ 時 分	時間数	金額	計	
利用施設	会議室1	:	:		円	円
	会議室2	:	:			
	会議室3	:	:			
	会議室4	:	:			
	研修室1	:	:			
	研修室2	:	:			
	和室	:	:			
利用予定人員					人	
幼 児 室	利用	有 ・ 無				
	幼児の人数				人	
受 講 料 等	徴収	有 ・ 無				
	料金				円	
備 考						

上記の利用について利用料金の減額・免除を申請します。	申 請 者 氏 名	適 用 項 目 減 免 率	係 印
		第 項 割	
		許 可 番 号 第	号

第 1 1 号様式及び第 1 2 号様式を次のように改める。

No.
年 月 日

長崎市民会館市民体育館利用券

利 用 年 月 日		発行当日限り ただし、トレーニング室を会員券で利用する者は別途交付するトレーニング室会員券の有効期限まで			
区 分	数量	利用時間		利用料金	
		時 分	～ 時 分		
競技場 (練習利用)	バドミントン	面	:	:	円
	バレーボール	面	:	:	円
	バスケットボール	面	:	:	円
	その他(片面)	面	:	:	円
卓球室	卓球台	台	:	:	円
トレーニング室	当日券(2時間)・一般	枚	:	:	円
	当日券(2時間)・高校生	枚	:	:	円
	会員券(1月)・一般	枚	/		円
	会員券(1月)・高校生	枚	/		円

取扱者

この券をもって領収書に代えます。

No. トレーニング室会員券		利 用 確 認 表				
氏 名		1	2	3	4	5
生年月日		6	7	8	9	10
住 所		11	12	13	14	15
区 分	一般 ・ 高校生	16	17	18	19	20
有効期限		21	22	23	24	25
長崎市民会館		26	27	28	29	30
		31				

(日吉自然の家条例施行規則の一部改正)

第7条 日吉自然の家条例施行規則(平成28年長崎市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

第2号様式中「幼児」を「未就学児」に、「高校生等」を「高校生」に、「その他」を「一般」に、

「

体育館(全面・片面)	利用時間
証明設備(使用する・使用しない)	使用時間

を

」

「

利用時間

に

」

改める。

第5号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に、

「

幼児					
小学生	人	高校生等	人	その他の者	人
中学生					

を

」

「

小学生	人	大学生	人
中学生		一般	
高校生			

」

改める。

(長崎市恐竜博物館条例施行規則の一部改正)

第8条 長崎市恐竜博物館条例施行規則(令和2年長崎市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4号様式中「、中学校の生徒又は幼児」を「又は中学校若しくは高等学校の生徒」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条中長崎市立図書館条例施行規則第11条第2号の改正規定、別表第3項の改正規定及び別表第4項の改正規定(第4項を第3項に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の長崎市公民館条例施行規則、第2条の規定による改正後の長崎市科学館条例施行規則、第3条の規定による改正後の長崎市文化センター条例施行規則、第4条の規定による改正後の長崎市立学校施設使用料等条例施行規則、第5条の規定による改正後の長崎市立図書館条例施行規則及び第6条の規定による改正後の長崎市民会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正前の長崎市公民館条例施行規則、第2条の規定による改正前の長崎市科学館条例施行規則、第3条の規定による改正前の長崎市文化センター条例施行規則、第6条の規定による改正前の長崎市民会館条例施行規則、第7条の規定による改正前の日吉自然の家条例施行規則又は第8条の規定による改正前の長崎市恐竜博物館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和7年12月24日

長崎市教育委員会

教育長 西本 徳明

理 由

「使用料・手数料の算定方針」に基づき使用料及び附属設備使用料を見直したため、関係規則を改正する必要があるのと、その他所要の整備をしたいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

・長崎市公民館条例施行規則等 新旧対照表・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を
教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃
すること。

〔以下、略〕

第 4 3 号議案

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程（平成 2 1 年長崎市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 5 項の表に次のように加える。

(6) 感染症に伴う臨時休業を承認すること。	○		
------------------------	---	--	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

インフルエンザ等の感染症に伴う臨時休業について、機動性・効率性の観点から学校教育部長の専決事項に追加したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程

新旧対照表

・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 4 4 号議案

長崎市いじめ防止基本方針の改訂について

長崎市いじめ防止基本方針を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

長崎市いじめ防止基本方針を改訂したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別 紙」

長崎市いじめ防止基本方針（案）

・・・・別 冊

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。

〔以下、略〕

第 2 2 号報告

長崎市立学校通学区域審議会の審議結果について

令和 7 年 1 0 月 2 9 日に開催した長崎市立学校通学区域審議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日提出

長崎市立学校通学区域審議会

会 長 藤 本 登

理 由

長崎市立学校通学区域審議会の審議結果について、長崎市立学校通学区域審議会規則第 1 0 条の規定に基づき教育委員会へ報告する。

「別紙」

長崎市立学校通学区域審議会の審議結果

- 1 日時 令和7年10月29日(水) 13:30～15:00
- 2 場所 長崎市男女共同参画推進センターアマランス研修室1・2
- 3 出席者 委員 14人中10人出席
事務局 17人出席

4 審議概要

- (1) 長崎市立桜馬場中学校、片淵中学校、長崎中学校の廃止に伴う（仮称）長崎市東部中央地区新設中学校の通学区域の設定について

ア 審議結果

本審議会として、「長崎市立桜馬場中学校、片淵中学校、長崎中学校の廃止に伴う（仮称）長崎市東部中央地区新設中学校の通学区域の設定については妥当である」との判断でよいかを諮り、全員が了承し決定した。

イ 主な意見

- ① 通学路付近では空き家が増えている。下校時の安全を確保する視点から街路灯の設置や、空き家の倒壊等の危険性について、再度安全確認を行ってほしい。
- ② 部活動後の路線バス利用については、待合時間の長さや安全面についての配慮が必要である。バスダイヤの調整等について、学校や地域、バス会社との相談・協力をお願いしたい。

- (2) 長崎市立大浦中学校の廃止に伴う梅香崎中学校の通学区域の変更

について

ア 審議結果

本審議会として、「長崎市立大浦中学校の廃止に伴う梅香崎中学校の通学区域の変更については妥当である」との判断でよいかを諮り、全員が了承し決定した。

イ 主な意見

- ① 統合で通学距離が長くなるが、大浦中校区で梅香崎中学校まで一番遠い星取地区などを考慮し、距離だけではなく高低差を加味した通学費補助制度の構築もお願いしたい。
- ② 害獣（イノシシ等）が出没することによる通学路の迂回や変更を余儀なくされる地域への対策も併せて検討してほしい。
- ③ 統合後の大浦中学校の施設の利用については、跡地を地域住民の交流の場や部活動の地域移行（吹奏楽部等）の場としても活用する方向で検討してほしい。
- ④ 統合時には新入生以外の学年においても指定校変更制度を使用し、兄弟姉妹が希望する同一校に通学できるように配慮してほしい。

「参 照」

○ 長崎市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関」という）の附属機関は、別表のとおりとする。

別表

〔 一 部 省 略 〕		
教育委員会	長崎市立学校通 学区域審議会	市立の小学校及び中学校の通学 区域の設定及び変更に関する重 要事項の調査審議に関すること。

○ 長崎市立学校通学区域審議会規則（抜粋）

（結果報告）

第10条 会長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。